

論点別過去問題集の使い方

- 1 この過去問題集は、平成 24 年度～令和 4 年度の行政書士試験の「**民法**」について論点別に編集してあるので、自分が理解できているのかの確認が可能です。
- 2 マルチパステキストの「chapter」に対応していますので、テキストで学習後、該当の chapter で過去問を解くことにより復習をしていただきます。
- 3 **一問一答形式**に分解して編集されており、その論点からのどのくらい出題されているのかがわかり、試験傾向をつかめます。
- 4 項目と各問ごとに重要度を★印で3段階で表示しています。★印の多いほうが重要度が高いことを示しています。
- 5 項目欄の 1回目 次の日 1週間後 2週間後 1か月後 は、復習する時期の目安を表示しています。日付等を記載の上ご利用下さい。
- 6 解説では**キーワード**を赤字にしていますので、出題ポイントを的確に把握できます。また、特に理解を深めてもらいたいところについては、 **ポイント整理**として、ポイントを掲載していますので、活用してください。

2023 年 10 月

目次

民法 I

chapter 2~5	自然人①~④	2
chapter 6	住所・失踪の宣告	10
chapter 7・8	法人・私権の客体	14
chapter 9	法律行為	16
chapter 10~12	意思表示①~③	18
chapter 13・14	無効・取消し・追認	28
chapter 15~19	代理①~⑤	30
chapter 20・21	条件・期限・期間	40
chapter 22~25	時効①~④	44
chapter 26~29	物権の意義・不動産物権変動	52
chapter 30・31	動産物権変動・即時取得	60
chapter 32・33	占有権①②	62
chapter 34・35	所有権①②	66
chapter 36・37	共有①②	70
chapter 38・39	地上権・永小作権・地役権	74
chapter 40~45	抵当権①~⑥	78
chapter 46・47	根抵当権①②	84
chapter 48・49	質権・留置権	92
chapter 50・51	先取特権①②	100
chapter 52	譲渡担保・所有権留保	104

民法Ⅱ

chapter 53・54	債権の種類①②	110
chapter 55~58	債務不履行①~④	112
chapter 59・60	債権者代位権①②	120
chapter 61・62	詐害行為取消権①②	124
chapter 63~68	多数当事者の債権・債務①~⑥	128
chapter 69・70	債権譲渡・債務引受け	134
chapter 71~73	弁済①~③	138
chapter 74・75	相殺・その他の債権の消滅事由	146
chapter 78・79	同時履行の抗弁権・危険負担	148
chapter 80・81	解除①②	152
chapter 82	贈与	158
chapter 83~86	売買①~④	162
chapter 87・88	消費貸借・使用貸借	164
chapter 89~92	賃貸借①~④	168
chapter 93	請負	182
chapter 94	委任	184
chapter 95・96	寄託・組合	186
chapter 97	事務管理	192
chapter 98・99	不当利得①②	194
chapter 100~105	不法行為①~⑥	198
chapter 106~109	婚姻①~④	224
chapter 110~113	親子①~④	232
chapter 114~115	親権・後見・扶養	236
chapter 116~119	相続①~④	240
chapter 120~121	遺言①②	246

内容	出題年度										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
chapter 31 即時取得		●					○	○	○		
chapter 32 占有権①				●			○				○
chapter 33 占有権②											
chapter 34 所有権①				○							
chapter 35 所有権②	○										
chapter 36 共有①											
chapter 37 共有②			○		○			●			
chapter 38 地上権・永小作権											
chapter 39 地役権	○		○			○		○			
chapter 40 抵当権①											
chapter 41 抵当権②											
chapter 42 抵当権③											
chapter 43 抵当権④			○				○	○		○	
chapter 44 抵当権⑤											
chapter 45 抵当権⑥											
chapter 46 根抵当権①											
chapter 47 根抵当権②					○				○		○
chapter 48 質 権		○		○		○		○	○	○	
chapter 49 留置権											
chapter 50 先取特権①		○	○		○	○			○		
chapter 51 先取特権②											
chapter 52 譲渡担保・所有権留保	○	○					○		○	○	○

○は五肢択一式で出題されたもの

●は記述式で出題されたもの

民法Ⅱ

内容	出題年度										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
chapter 53 債権の種類①									○		
chapter 54 債権の種類②											
chapter 55 債務不履行①											
chapter 56 債務不履行②					○					○	○
chapter 57 債務不履行③											
chapter 58 債務不履行④											
chapter 59 債権者代位権①					○	○				○	●
chapter 60 債権者代位権②											
chapter 61 許害行為取消権①		○	●		○						
chapter 62 許害行為取消権②											
chapter 63 多数当事者の債権・債務①											
chapter 64 多数当事者の債権・債務②											
chapter 65 多数当事者の債権・債務③	●		○			○					
chapter 66 多数当事者の債権・債務④											
chapter 67 多数当事者の債権・債務⑤											
chapter 68 多数当事者の債権・債務⑥											
chapter 69 債権譲渡			○			●			○	●	
chapter 70 債務引受け											
chapter 71 弁済①		○	○	○			○				
chapter 72 弁済②											
chapter 73 弁済③											
chapter 74 相 殺							○	○			
chapter 75 その他の債権の消滅事由											
chapter 76 契約の分類											
chapter 77 契約の成立											
chapter 78 同時履行の抗弁権		○		○				●	○	○	○
chapter 79 危険負担・第三者のためにする契約		○									○
chapter 80 解除①											
chapter 81 解除②											
chapter 82 贈 与	○			○			●				

内容	出題年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
chapter 83 売買①												
chapter 84 売買②												
chapter 85 売買③	○		●		●					○		
chapter 86 売買④												
chapter 87 消費貸借	○						○				○	
chapter 88 使用貸借												
chapter 89 賃貸借①												
chapter 90 賃貸借②	○	○	○			○	○	○	○		○	
chapter 91 賃貸借③												
chapter 92 賃貸借④												
chapter 93 請負									○			
chapter 94 委任	○							○				
chapter 95 寄託	○	○	○		○	○	○					
chapter 96 組合												
chapter 97 事務管理						○		○				
chapter 98 不当利得①		○				○						
chapter 99 不当利得②												
chapter 100 不法行為①												
chapter 101 不法行為②												
chapter 102 不法行為③	○		○	○	○	○●	○	○	○	○●	○	
chapter 103 不法行為④												
chapter 104 不法行為⑤												
chapter 105 不法行為⑥												
chapter 106 婚姻①												
chapter 107 婚姻②		○		○	●	○	○	○				
chapter 108 婚姻③												
chapter 109 婚姻④												
chapter 110 親子①												
chapter 111 親子②				●	○			○	○			
chapter 112 親子③												
chapter 113 親子④												
chapter 114 親権			○				○		○			
chapter 115 後見・扶養												
chapter 116 相続①												
chapter 117 相続②	○									○	○	
chapter 118 相続③												
chapter 119 相続④												
chapter 120 遺言①						○				○		
chapter 121 遺言②												
chapter 122 遺留分	●											

○は五肢択一式で出題されたもの

●は記述式で出題されたもの

民法

Chapter
2~5

自然人①~④★★★★



問題

1 ★★★

胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。(H24-27-1)

2 ★★★

成年後見人は、正当な事由があるときは、成年被後見人の許諾を得て、その任務を辞することができるが、正当な事由がないときでも、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。(H24-27-3)

3 ★★★

成年被後見人の法律行為について、成年後見人は、これを取り消し、または追認することができるが、成年被後見人は、事理弁識能力を欠く常況にあるため、後見開始の審判が取り消されない限り、これを取り消し、または追認することはできない。(H24-27-4)

4 ★★★

後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできないが、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。(H24-27-5)

5 ★★★

家庭裁判所が後見開始の審判をするときには、成年被後見人に成年後見人を付するとともに、成年後見人の事務を監督する成年後見監督人を選任しなければならない。(H27-27-ア)

1 ×

胎児は生きて生まれることを**停止条件**として、**出生の時から権利能力がある**ものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができない(阪神電鉄事件。大判昭7・10・6)。

2 ×

後見人は、**正当な事由**があるときは、「**家庭裁判所**の許可」を得て、その任務を辞することができるが(民法844条)、成年被後見人の許諾を得て、その任務を辞することはできない。

3 ×

成年被後見人の法律行為は、**日用品の購入その他日常生活に関する行為**を除き、これを取り消すことができる(民法9条)。この取消しは、成年後見人も成年被後見人もすることができる(民法120条1項)。したがって、後見開始の審判が取り消されことを要しない。

4 ○

意思能力のない者のした行為は**無効**である(民法3条の2)。したがって、法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。

5 ×

家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、成年後見人を選任しなければならないが、成年後見監督人については、必要があると認めるときは、**選任することができる**とされている(民法843条1項、849条)。

6 ★★★

□□□□□

被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為は、法に定められている行為に限られ、家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求があったときでも、被保佐人が法に定められている行為以外の行為をする場合にその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。(H27-27-イ)

7 ★★★

□□□□□

家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければならない。(H27-27-ウ)

8 ★★★

□□□□□

家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。(H27-27-エ)

9 ★★★

□□□□□

後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人または被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始または補助開始の審判を取り消す必要はないが、保佐開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。(H27-27-オ)

6 ×

家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求があったときは、保佐人の同意を得なければならない行為（13条1項）以外の行為をする場合であっても、保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（民法13条2項本文）。

7 ○

家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に**代理権**を付与する旨の審判をすることができる（民法876条の4第1項）。ただし、**本人以外の者**の請求によってその審判をするには、**本人の同意**がなければならない（民法876条の4第2項）。

8 ○

家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが、**本人以外の者**の請求によって補助開始の審判をするには、**本人の同意**がなければならない（民法15条1項、2項）。

9 ×

後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（民法19条1項）。現在受けている審判と重複しないようにするためである。

10 ★★★ □□□□□

Aが自己所有の甲土地をBに売却する旨の契約（以下、「本件売買契約」という。）が締結された。この場合に関して、Aは未成年者であったが、その旨をBに告げずに本件売買契約を締結した場合、制限行為能力者であることの黙秘は詐術にあたるため、Aは未成年者であることを理由として本件売買契約を取り消すことはできない。（H26-28-5）

11 ★★★ □□□□□

保佐人は、民法が定める被保佐人の一定の行為について同意権を有するほか、家庭裁判所が保佐人に代理権を付与する旨の審判をしたときには特定の法律行為の代理権も有する。（R2-27-2）

12 ★★★ □□□□□

家庭裁判所は、被補助人の特定の法律行為につき補助人の同意を要する旨の審判、および補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。（R2-27-3）

10 ×

単に制限行為能力者であることを黙秘しただけでは詐術に当たらない（最判昭44・2・13）。

11 ○

被保佐人が一定の行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない（民法13条1項）。そして、家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（民法876条の4第1項）。

12 ○

家庭裁判所は、第15条1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（民法17条1項）。そして、家庭裁判所は、第15条1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（民法876条の9第1項本文）。

13 ★★★

□□□□□

被保佐人が保佐人の同意を要する行為をその同意を得ずに行った場合において、相手方が被保佐人に対して、一定期間内に保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたが、その期間内に回答がなかったときは、当該行為を追認したものと擬制される。(R2-27-4)

14 ★★★

□□□□□

制限行為能力者が、相手方に制限行為能力者であることを黙秘して法律行為を行った場合であっても、それが他の言動と相まって相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、詐術にあたる。(R2-27-5)

13 ×

制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は被補助人に対して、一定の期間内にその**保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告**をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を**取り消したものとみなす**（民法20条4項）。したがって、「追認したものと擬制される」とする本問は誤り。

14 ○

行為無能力者（制限行為能力者）が、行為無能力者（制限行為能力者）であることを**黙秘**していた場合でも、**他の言動とあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたときは、詐術に当たる**が、単に行為無能力者（制限行為能力者）であることを**黙秘**しただけでは詐術に当たらない（被保佐人の判例。最判昭44・2・13）。



問13のポイント整理

■制限行為能力者と契約をした相手方の催告権

本人が行為能力者となった後	本人に催告し、その期間内に本人が確答を発しなかったときは、 追認 をしたものとみなされる（20条1項）。
本人が制限行為能力者である間	未成年者・成年被後見人 この場合は、法定代理人に催告しなければならない（98条の2参照）。期間内に法定代理人が確答を発しないときは、 追認 をしたものとみなされる（20条2項）。
	被保佐人・被補助人 保佐人・補助人に催告した場合、期間内に確答を発しないときは、 追認 をしたものとみなされる（20条2項）。 本人に対し 保佐人・補助人の追認を得るべき旨 の催告をした場合、期間内に追認を得た旨の通知を発しないときは、「 取消し 」をしたものとみなされる（20条4項）。

1 ★★

□□□□□

失踪の宣告を受けた者は、死亡したものとみなされ、権利能力を喪失するため、生存することの証明がなされ失踪の宣告が取り消された場合でも、失踪の宣告後その取消し前になされた行為はすべて効力を生じない。(H24-27-2)

2 ★

□□□□□

Aが従来 of 住所または居所を去って行方不明となった場合に関して、Aは自己の財産につき管理人を置いていたが、権限について定めていなかった場合であっても、管理人は、保存行為およびその財産の性質を変えない範囲内において利用または改良を行うことができる。(R3-28-1)

3 ★

□□□□□

Aが従来 of 住所または居所を去って行方不明となった場合に関して、Aが自己の財産につき管理人を置かなかったときは、利害関係人または検察官の請求により、家庭裁判所は、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。(R3-28-2)

4 ★

□□□□□

Aが従来 of 住所または居所を去って行方不明となった場合に関して、Aが自己の財産につき管理人を置いた場合において、Aの生死が明らかでないときは、利害関係人または検察官の請求により、家庭裁判所は、管理人を改任することができる。(R3-28-3)

5 ★★★

□□□□□

Aが従来 of 住所または居所を去って行方不明となった場合に関して、Aの生死が7年間明らかでないときは、利害関係人の請求により、家庭裁判所はAについて失踪の宣告をすることができ、これにより、Aは、失踪の宣告を受けた時に死亡したものとみなされる。(R3-28-4)

1 ×

失踪宣告がなされると、普通失踪の場合には**失踪期間満了時**に、特別失踪の場合には**危難の去った時**に、不在者が「**死亡したものとみなされる**」(民法31条)。失踪宣告によって権利能力が喪失するわけではない。また、失踪宣告が取り消された場合、失踪の宣告後その取消し前に「**善意でした行為**」の効力に影響を及ぼさない(民法32条1項)。

2 ○

管理人は、第103条に規定する**権限(保存行為、代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為)を超える行為**を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる(民法28条前段、103条)。

3 ○

不在者がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、**利害関係人又は検察官の請求**により、その財産の管理について必要な処分(例えば、財産管理人の選任)を命ずることができる(民法25条1項前段)。

4 ○

不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、**利害関係人又は検察官の請求**により、管理人を改任することができる(民法26条)。

5 ×

不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる(民法30条1項)。この場合、失踪の宣告を受けた者は**その期間が満了した時**に、死亡したものとみなされる(民法31条)。したがって、「失踪の宣告を受けた時に死亡したものとみなされる」とする本問は誤り。

6 ★★★

□□□□□

Aが従来の住所または居所を去って行方不明となった場合に関して、Aについて失踪の宣告が行われた場合、Aは死亡したものとみなされるが、Aが生存しているときの権利能力自体は、これによって消滅するものではない。(R3-28-5)

6 ○

失踪の宣告は、失踪者が一応死亡したものであるとして、失踪者のいままでの法律関係を清算しようとするものにすぎないから、失踪の宣告によって失踪者の**権利能力**が消滅するわけではない。したがって、失踪者が他所で行った行為や従前の住所に帰来後の法律関係には、失踪の宣告の効果は及ばない。

1 ★★ □□□□

A、B、CおよびDは、共同で事業を営む目的で「X会」という団体を設立した。この場合、X会が権利能力なき社団であり、Aがその代表者である場合、X会の資産として不動産があるときは、その不動産の公示方法として、Aは、A個人の名義で所有権の登記をすることができる。(H26-27-1)

2 ★★ □□□□

A、B、CおよびDは、共同で事業を営む目的で「X会」という団体を設立した。この場合、X会が権利能力なき社団である場合、X会の取引上の債務については、その構成員全員に1個の債務として総有的に帰属し、X会の社団財産がその債務のための責任財産になるとともに、構成員であるA、B、CおよびDも各自が連帯して責任を負う。(H26-27-3)

3 ★★★ □□□□

A、B、CおよびDは、共同で事業を営む目的で「X会」という団体を設立した。この場合、X会が権利能力なき社団である場合、構成員であるA、B、CおよびDは、全員の同意をもって、総有の廃止その他X会の社団財産の処分に関する定めのない限り、X会の社団財産につき持分権を有さず、また、社団財産の分割を求めることができない。(H26-27-5)

4 ★★ □□□□

自然人A（以下「A」という。）が団体B（以下「B」という。）に所属している場合に関して、Bが法人である場合に、AがBの理事として第三者と法律行為をするときは、Aは、Bの代表としてではなく、Bの構成員全員の代理人として当該法律行為を行う。(H29-27-ア)

5 ★★★ □□□□

自然人A（以下「A」という。）が団体B（以下「B」という。）に所属している場合に関して、Bが権利能力のない社団である場合には、Bの財産は、Bを構成するAら総社員の総有に属する。(H29-27-イ)

6 ★★ □□□□

一筆の土地の一部の所有権を、時効によって取得することは認められる。(H29-29-イ)

1 ○

権利能力なき社団が取得した不動産については、権利能力なき社団名義で所有権の登記をすることはできないので、社団の代表者が社団の構成員全員の受託者という地位において、**個人名義で所有権の登記をすることが可能**である（最判昭47・6・2）。

2 ×

権利能力なき社団の代表者が社団の名において行った取引によって発生した債務については、個々の構成員が取引の相手方に対して**直接には、個人的債務や責任を負うわけではない**（最判昭48・10・9）。これは、当該取引上の債務は、社団の構成員の義務として総有的に帰属し、社団の総有財産のみがその責任財産になると考えられているからである。以上により、本問の前段は正しいが、後段が誤りとなる。

3 ○

権利能力なき社団の財産は、総社員の「**総有**」に属するので、その構成員は**持分権を有さず、分割請求権も有しない**（最判昭32・11・14）。

4 ×

法人の場合、理事はその**法人を代表して法律行為をする**のであり、構成員全員の代理人として法律行為を行うわけではない。

5 ○

権利能力のない社団の財産は構成員に「**総有**」的に帰属する（最判昭32・11・14）。

6 ○

一筆の土地の一部でも、その所有権を時効によって取得することができる（大連判大13・10・7）。

1 ★ □□□□□

食品の製造販売を業とする者が、有害物質の混入した食品を、食品衛生法に抵触するものであることを知りながら、あえて製造販売し取引を継続していた場合には、当該取引は、公序良俗に反して無効である。(H30-27-1)

2 ★ □□□□□

債権の管理または回収の委託を受けた弁護士が、その手段として訴訟提起や保全命令の申立てをするために当該債権を譲り受ける行為は、たとえそれが弁護士法に違反するものであったとしても、司法機関を利用して不当な利益を追求することを目的として行われた等の事情がない限り、直ちにその私法上の効力が否定されるものではない。(H30-27-2)

3 ★ □□□□□

契約が公序に反することを目的とするものであるかどうかは、当該契約が成立した時点における公序に照らして判断すべきである。(H30-27-4)

4 ★ □□□□□

男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳とする旨の会社の就業規則は、経営上の観点から男女別定年制を設けなければならない合理的理由が認められない場合、公序良俗に反して無効である。(H30-27-5)

1 ○

判例は、食品（アラレ）の製造販売を業とする者が、有害物質の混入した食品（アラレ）を、食品衛生法に抵触するものであることを知りながら、あえて製造販売し取引を継続していた場合には、当該取引は、**民法90条に抵触し無効**と解している（最判昭39・1・23）。

2 ○

判例は、「債権の管理又は回収の委託を受けた弁護士が、その手段として本案訴訟の提起や保全命令の申立てをするために当該債権を譲り受ける行為は、他人間の法的紛争に介入し、司法機関を利用して不当な利益を追求することを目的として行われたなど、**公序良俗に反するような事情があれば格別、仮にこれが弁護士法28条に違反するものであったとしても、直ちにその私法上の効力が否定されるものではない。**」と判示している（最決平21・8・12）。

3 ○

判例は、「法律行為が公序に反することを目的とするものであるとして無効になるかどうかは、**法律行為がされた時点の公序に照らして判断すべきである。**」と判示する（最判平15・4・18）。

4 ○

判例は、「定年年齢を男子60歳女子55歳と定めた就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分が性別のみによる不合理な差別を定めたものとして**民法90条の規定により無効である。**」と判示している（日産自動車事件。最判昭56・3・24）。

1 ★★ □□□□

養子縁組につき、当事者の一方において真に養親子関係の設定を欲する意思がない場合であっても、相手方がその真意につき善意、無過失であり、縁組の届出手续が行われたときは、その養子縁組は有効である。(H27-28-1)

2 ★ □□□□

財団法人（一般財団法人）の設立に際して、設立関係者全員の通謀に基づいて、出捐者が出捐の意思がないにもかかわらず一定の財産の出捐を仮装して虚偽の意思表示を行った場合であっても、法人設立のための当該行為は相手方のない単独行為であるから虚偽表示にあらず、財団法人の設立の意思表示は有効である。(H27-28-2)

3 ★★★ □□□□

土地の仮装譲渡において、仮装譲受人が同地上に建物を建設してその建物を他に賃貸した場合、建物賃借人において土地譲渡が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、土地の仮装譲渡人はその建物賃借人に対して、土地譲渡の無効を理由として建物からの退去および土地の明渡しを求めることができない。(H27-28-3)

4 ★★★ □□□□

仮装の売買契約に基づく売買代金債権が他に譲渡された場合、債権の譲受人は第三者にあたらないため、譲受人は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であっても、買主に対して売買代金の支払を求めることができない。(H27-28-4)

5 ★★★ □□□□

金銭消費貸借契約が仮装され、借主に金銭が交付されていない場合であっても、当該契約に基づく貸金債権を譲り受けた者は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、借主に対して貸金の返済を求めることができる。(H27-28-5)

1 ×

心裡留保に関する民法93条は、養子縁組のような当事者の意思を尊重すべき**身分行為には適用されない**（最判昭23・12・23）。

2 ×

寄付行為の一環としてされた財産出捐行為が、財団法人設立関係者の通謀に基づいてされた虚偽仮装のものであるときは、**民法94条1項の類推適用**により当該寄付行為は**無効**となる（最判昭56・4・28）。

3 ×

94条2項の「第三者」とは、「虚偽表示の当事者又は一般承継人**以外の者**であって、当該虚偽表示を前提として、**法律上新たな利害関係を有するに至った者**」をいう（大判大9・7・23）が、土地の仮装譲受人が土地上に建物を建築して第三者に賃貸した場合、その**建物賃借人**は、仮装譲渡された土地については**法律上の利害関係を有しない**ので94条2項の第三者に**当たらない**（最判昭57・6・8）。したがって、土地の仮装譲渡人は建物賃借人に対して土地の明渡しを求めることができる。

4 ×

仮装債権の**譲受人**も94条2項の第三者に**該当する**（大判昭13・12・17）。したがって、仮装の売買契約に基づく売買代金債権を譲り受けた者が虚偽表示につき善意であるときは、買主に対して売買代金の支払を求めることができる。

5 ○

仮装債権の**譲受人**も94条2項の第三者に**該当する**（大判昭13・12・17）。したがって、金銭消費貸借契約が仮装され、その貸金債権を譲り受けた者は、虚偽表示につき善意であるときは、借主に対して貸金の返済を求めることができる。